

【協議第47号】

児童福祉事業について（協定項目24-11）

児童福祉事業について、次のとおり提案する。

平成20年2月13日提出

真岡市・二宮町合併協議会  
会長 福田武隼

- 1 次世代育成支援対策行動計画については、合併時に真岡市の計画を基準に統合し、平成21年度に後期計画を策定する。
- 2 各種手当については、次のとおりとする。
  - (1) 出産準備手当については、合併時に真岡市の制度を適用する。
  - (2) 二宮町の児童扶養手当については、合併時に真岡市が栃木県から事務を引継ぎ、真岡市の事務に統合する。
  - (3) 児童手当及び遺児手当については、現行のとおりとする。
- 3 子育て支援事業については、次のとおりとする。
  - (1) 留守家庭児童対策事業及び地域子育て支援センター事業については、現行のとおりとする。
  - (2) 幼児ことばの教室運営事業については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。開設場所は、真岡市子育て支援センター1か所とする。
  - (3) 民間児童館運営事業及び子どもの遊び場設置補助事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。
- 4 要保護児童等対策事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。
- 5 母子・父子家庭対策事業については、次のとおりとする。
  - (1) 母子及び寡婦福祉資金貸付並びに母子寡婦福祉会補助については、合併時に真岡市の制度に統一する。
  - (2) 二宮町の母子自立支援及び婦人相談事業並びに母子生活支援施設入所措置委託事業については、合併時に真岡市が栃木県から事務を引継ぎ、真岡市の事務に統合する。
  - (3) ひとり親家庭医療費助成事業については、現行のとおりとする。
  - (4) 母子家庭自立支援給付金事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。

- 6 三つ子の魂育成推進事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。
- 7 縁組対策事業については、合併時は真岡市の制度に統一し、翌年度に二宮地区の相談員を委嘱する。

【協議第47号】

協議事項	24 各種事務事業の取り扱い	関係項目	24-11 児童福祉事業
調整の内容	<p>1 次世代育成支援対策行動計画については、合併時に真岡市の計画を基準に統合し、平成21年度に後期計画を策定する。</p> <p>2 各種手当については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 出産準備手当については、合併時に真岡市の制度を適用する。</p> <p>(2) 二宮町の児童扶養手当については、合併時に真岡市が栃木県から事務を引継ぎ、真岡市の事務に統合する。</p> <p>(3) 児童手当及び遺児手当については、現行のとおりとする。</p> <p>3 子育て支援事業については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 留守家庭児童対策事業及び地域子育て支援センター事業については、現行のとおりとする。</p> <p>(2) 幼児ことばの教室運営事業については、合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。開設場所は、真岡市子育て支援センター1か所とする。</p> <p>(3) 民間児童館運営事業及び子どもの遊び場設置補助事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。</p> <p>4 要保護児童等対策事業については、合併時に真岡市の制度に統一する。</p> <p>5 母子・父子家庭対策事業については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 母子及び寡婦福祉資金貸付並びに母子寡婦福祉会補助については、合併時に真岡市の制度に統一する。</p> <p>(2) 二宮町の母子自立支援及び婦人相談事業並びに母子生活支援施設入所措置委託事業については、合併時に真岡市が栃木県から事務を引継ぎ、真岡市の事務に統合する。</p> <p>(3) ひとり親家庭医療費助成事業については、現行のとおりとする。</p> <p>(4) 母子家庭自立支援給付金事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。</p> <p>6 三つ子の魂育成推進事業については、合併時に真岡市の制度を適用する。</p> <p>7 縁組対策事業については、合併時は真岡市の制度に統一し、翌年度に二宮地区の相談員を委嘱する。</p>		

項目(区分)	現 況		具体的な調整内容
	真 岡 市	二 宮 町	
次世代育成支援対策行動計画	<p>次世代育成支援対策行動計画</p> <p>【目的】 国の行動計画策定指針に基づき、地方公共団体が行動計画を策定することにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進する。</p> <p>【国の行動計画策定指針内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域に於ける子育ての推進</li> <li>2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進</li> <li>3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備</li> <li>4 子育てを支援する生活環境の整備</li> <li>5 職業生活と家庭生活との両立の推進</li> <li>6 子ども等の安全の確保</li> <li>7 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進</li> </ol> <p>【市町村行動計画の期間】 (1期を5年とする、前期・後期計画)</p> <p>前期 平成17年度から平成21年度まで 後期 平成22年度から平成26年度まで</p> <p>【今後の予定】 各市町村において行動計画策定委員会、庁内関係課による検討部会を設置し、平成21年度中に後期行動計画を策定する。</p>	<p>次世代育成支援対策行動計画</p> <p>【目的】 国の行動計画策定指針に基づき、地方公共団体が行動計画を策定することにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進する。</p> <p>【国の行動計画策定指針内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域に於ける子育ての推進</li> <li>2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進</li> <li>3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備</li> <li>4 子育てを支援する生活環境の整備</li> <li>5 職業生活と家庭生活との両立の推進</li> <li>6 子ども等の安全の確保</li> <li>7 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進</li> </ol> <p>【市町村行動計画の期間】 (1期を5年とする、前期・後期計画)</p> <p>前期 平成17年度から平成21年度まで 後期 平成22年度から平成26年度まで</p> <p>【今後の予定】 各市町村において行動計画策定委員会、庁内関係課による検討部会を設置し、平成21年度中に後期行動計画を策定する。</p>	<p>合併時に真岡市の計画を基準に統合し、平成21年度に後期計画を策定する。</p>

項目(区分)	現 況		具体的な調整内容
	真 岡 市	二 宮 町	
各種手当	<p>出産準備手当</p> <p>【目的】 未来の真岡市を担う次世代の育成を推進するため、妊婦に対し出産準備手当を支給することにより、市民だれもが安心して子どもを産み育てる環境を整備し、少子化対策・子育て支援の一翼を担うことを目的とする。</p> <p>【内容】 真岡市に住所を有する、妊娠15週を経過した妊婦に、胎児1人につき30,000円を支給する。</p>	未実施	合併時に真岡市の制度を適用する。
	<p>児童扶養手当</p> <p>【目的】 父と生計を共にしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立を促進し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【受給資格】 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している母等(所得制限あり)</p> <p>【実施機関】 真岡市福祉事務所</p> <p>【支給額(月額)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童1人のとき 全額支給 41,720円 一部支給 9,850円～41,710円</li> <li>・児童2人のとき 2人目 5,000円加算</li> <li>・児童3人以上のとき 3人目から1人につき 3,000円加算</li> </ul>	<p>児童扶養手当</p> <p>【目的】 父と生計を共にしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立を促進し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【受給資格】 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している母等(所得制限あり)</p> <p>【実施機関】 栃木県芳賀福祉事務所</p> <p>【手続】 町は新規申請、変更届、資格喪失等の受付事務を行う。</p> <p>【支給額(月額)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童1人のとき 全額支給 41,720円 一部支給 9,850円～41,710円</li> <li>・児童2人のとき 2人目 5,000円加算</li> <li>・児童3人以上のとき 3人目から1人につき 3,000円加算</li> </ul>	

現 況		具体的な調整内容	
項目(区分)	真 岡 市		二 宮 町
	<p>児童手当</p> <p>【目的】 小学校終了前の児童を養育している者に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与すると共に、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。</p> <p>【支給額(月額)】(所得制限あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3歳未満 一律 10,000円</li> <li>・ 3歳以上 第1子 5,000円</li> <li style="padding-left: 2em;">第2子 5,000円</li> <li style="padding-left: 2em;">第3子以降1人につき 10,000円</li> </ul> <p>遺児手当</p> <p>【目的】 父母の一方又は両方が死亡した義務教育終了前の児童を養育している者に対して手当を支給することにより、児童の健全な育成及び福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(市民税所得割非課税世帯)</p> <p>【支給額(月額)】 児童1人につき 3,000円</p>	<p>児童手当</p> <p>【目的】 小学校終了前の児童を養育している者に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与すると共に、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。</p> <p>【支給額(月額)】(所得制限あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3歳未満 一律 10,000円</li> <li>・ 3歳以上 第1子 5,000円</li> <li style="padding-left: 2em;">第2子 5,000円</li> <li style="padding-left: 2em;">第3子以降1人につき 10,000円</li> </ul> <p>遺児手当</p> <p>【目的】 父母の一方又は両方が死亡した義務教育終了前の児童を養育している者に対して手当を支給することにより、児童の健全な育成及び福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(町民税所得割非課税世帯)</p> <p>【支給額(月額)】 児童1人につき 3,000円</p>	<p>現行のとおりとする。</p>

現 況		具体的な調整内容	
項目(区分)	真 岡 市		二 宮 町
子育て支援事業	<p>留守家庭児童対策事業</p> <p>【概要】 概ね小学校1年生から3年生までの児童で、放課後から家庭で保育できない児童を、児童厚生施設等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて児童福祉の健全育成を図るため、真岡市学童保育連絡協議会及び学校法人幼稚園などに委託して行う事業</p> <p>【実施施設】平成19年度 公設民営3か所 ・真岡小学校学童保育 ・真岡西小学校学童保育 ・真岡東小学校学童保育 民設民営6か所 ・西真岡保育園悠々塾 ・真岡めばえ保育園児童クラブ ・牧が丘幼稚園児童クラブ ・真岡ひかり幼稚園学童保育 ・にしだ幼稚園児童クラブ ・さくら幼稚園児童クラブ</p> <p>【自己負担】 有り(施設により異なる)</p> <p>地域子育て支援センター事業</p> <p>【目的】 児童の健やかな成長を促進できるよう、適切な相談、助言及び指導により子育てを支援し、子育て中の家庭教育の研修の場として設置する。</p> <p>【利用者】 市内に住所を有する者とする。ただし、市長が管理上支障が無いと認めたときはこの限りではない。</p>	<p>留守家庭児童対策事業</p> <p>【概要】 概ね小学校1年生から3年生までの児童で、放課後から家庭で保育できない児童を、児童厚生施設等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて児童福祉の健全育成を図るため、学校法人幼稚園などに委託して行う事業</p> <p>【実施施設】平成19年度 民設民営3か所 ・せんだん幼稚園児童クラブ ・にのみや幼稚園児童クラブ ・真岡ふたば幼稚園児童クラブ</p> <p>【自己負担】 有り(施設により異なる)</p> <p>地域子育て支援センター事業</p> <p>【目的】 児童の健やかな成長を促進できるよう、適切な相談、助言及び指導により子育てを支援し、子育て中の家庭教育の研修の場として設置する。</p> <p>【利用者】 町内に住所を有する者とする。ただし、町長が管理上支障が無いと認めたときはこの限りではない。</p>	<p>現行のとおりとする。</p>

現 況		具体的な調整内容	
項目（区分）	真 岡 市		二 宮 町
	<p>【利用時間及び休館日】 子育て支援センター 利用時間は午前9時から午後5時まで</p> <p>休館日 日曜日 国民の祝日・休日 12月29日から1月3日まで</p> <p>子育てサロン ・西サロン（週4日） 火曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで ・地域サロン（月2回） 第1週と第3週の、午前9時～12時まで ・水曜日 大内サロン（大内分館） ・木曜日 中村サロン（中村分館） ・金曜日 山前サロン（山前分館）</p> <p>【利用料】無料</p>	<p>【利用時間及び休館日】 子育て支援センター（にのみや保育園で実施） 利用時間は午前9時から午後3時まで 開催日 毎週 火・水・金曜日 休館日 月・木・土・日曜日 国民の祝日・休日 12月29日から1月3日まで</p> <p>【利用料】無料</p>	
	<p>幼児ことばの教室運営事業</p> <p>【目的】 ことばの発達に遅れがある就学前の幼児に対して、日常生活に必要なことばを正しく使用できる能力を養うため、真岡市幼児ことばの教室を設置する。</p> <p>【内容】 ことばの教室は、医療機関の診断等に基づき、幼児のことばの発達の遅れの程度に応じて、適切な指導・相談及び助言を行う。</p> <p>【開催会場】真岡市子育て支援センター 【自己負担】無</p>	<p>幼児ことばの教室運営事業</p> <p>【目的】 ことばに問題を持つ幼児についての相談に応じ、日常生活に必要なことばを正しく使用できる能力を養うための援助を行う。</p> <p>【内容】 日常的な生活が変わるよう、質的な学習を中心に教える学習ではなく、本人が気づく学習を進める。</p> <p>【開催会場】二宮町保健センター 【自己負担】無</p>	<p>合併時は現行のとおりとし、翌年度から真岡市の制度に統一する。 開設場所は、真岡市子育て支援センター1か所とする。</p>



現 況		具体的な調整内容	
項目(区分)	真 岡 市		二 宮 町
	<p>民間児童館運営事業</p> <p>【概要】 民間の児童福祉施設に併設した児童館において、児童福祉施設の機能を活用して、児童健全育成、児童養育等に関する相談援助活動、及び、各種子育て支援サービスの利用促進事業を実施する。</p> <p>【委託先】 社会福祉法人 愛の郷福祉会 真岡児童館</p> <p>【実施期間】平日の午前9時～午後5時まで</p> <p>【休館日】 日曜日及び土曜日 国民の祝日・休日 12月29日から1月3日まで その他市長が必要と認める日</p> <p>子どもの遊び場設置補助事業</p> <p>【目的】 児童に健全な遊び場を与え、健康を増進し情緒を豊かにすると共に、児童の事故防止を図ることを目的に、町会単位に設置する子どもの遊び場の設置費及び補修に補助するもの。</p> <p>【設置場所】 子どもの遊び場は、児童の居住するすべての地域に設置することが望ましいが、特に、次に上げる地域を優先する。 居住地域、交通頻繁地域など児童の環境に恵まれない地域 児童の遊び場が不足している地域</p> <p>【管理運営】 管理運営は、設置した町会が行う。</p> <p>【補助額】 設置 費用の1/3(但し、9万円限度) 修理 費用の1/3(但し、4.5万円限度)</p>	未実施	合併時に真岡市の制度を適用する。

現 況			具体的な調整内容
項目(区分)	真 岡 市	二 宮 町	
要保護児童 等対策事業	<p>家庭相談員事業</p> <p>【概要】</p> <p>家庭相談室においては、 家庭における児童養育の技術に関する事項 児童に係る家庭の人間関係に関する事項 その他家庭児童の福祉に関する事項 等、様々な問題についての相談に対し、助言、指導する とともに、関係機関との連携や家族全体へ働きかけるな ど、問題の解決に向けての支援を行う。</p> <p>【平成18年度相談回数】551回</p> <p>真岡市要保護児童対策地域協議会</p> <p>【概要】</p> <p>要保護児童の早期発見や適切な保護のため、多くの機 関が連携し迅速かつ適切な対応が出来るよう、平成19 年2月、真岡市要保護児童対策地域協議会を設置した。</p> <p>【関係機関】</p> <p>真岡市 栃木県中央児童相談所 栃木県県東健康福祉センター 真岡警察署 真岡市教育委員会 保育所(園)・幼稚園 学校 民生(児童)委員 医療機関 人権擁護委員 その他</p> <p>【任期】2年 (平成19年2月～平成20年3月まで)</p>	<p>家庭相談事業</p> <p>家庭相談事業は、平成20年度から栃木県芳賀福祉事務所 より引き継がれる。但し、家庭相談員は置かない。</p> <p>【平成18年度相談回数】</p> <p>県受付二宮町分 122回</p> <p>二宮町要保護児童対策地域協議会</p> <p>【概要】</p> <p>要保護児童の早期発見や適切な保護のため、多くの機 関が連携し迅速かつ適切な対応が出来るよう、平成19 年2月、二宮町要保護児童対策地域協議会を設置した。</p> <p>【関係機関】</p> <p>二宮町 栃木県中央児童相談所 栃木県県東健康福祉センター 真岡警察署 二宮町教育委員会 保育所(園)・幼稚園 学校 民生(児童)委員 宇都宮地方法務局真岡支局 人権擁護委員</p> <p>【任期】2年 (平成19年2月～平成20年3月まで)</p>	<p>合併時に真岡市の制度に統一 する。</p>

現 況		具体的な調整内容	
項目(区分)	真 岡 市		二 宮 町
母子・父子家庭対策事業	<p>母子及び寡婦福祉資金貸付</p> <p>【概要】 母子家庭等及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて扶養している児童の福祉を増進するため資金を貸し付ける。</p> <p>【資金原資】栃木県</p> <p>【受付手順】 貸付相談 申請書受理 母子自立支援員による面接・内容確認 栃木県芳賀福祉事務所に進達 調査・決定通知書送付(県の事務)</p> <p>真岡市母子寡婦福祉会補助</p> <p>【目的】 会員相互の連絡調整を図り、もって母子家庭等の福祉増進、社会的、経済的な地位の向上を図ることを目的とする。</p> <p>【事務局】真岡市社会福祉協議会 【会員数】168名</p>	<p>母子及び寡婦福祉資金貸付</p> <p>【概要】 母子家庭等及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて扶養している児童の福祉を増進するため資金を貸し付ける。</p> <p>【資金原資】栃木県</p> <p>【受付手順】 貸付相談 申請書受理 栃木県芳賀福祉事務所に進達 調査・決定通知書送付(県の事務)</p> <p>二宮町母子寡婦福祉会補助</p> <p>【目的】 会員相互の連絡調整を図り、もって母子家庭等の福祉増進、社会的、経済的な地位の向上を図ることを目的とする。</p> <p>【事務局】二宮町社会福祉協議会 【会員数】26名</p>	<p>合併時に真岡市の制度に統一する。</p>

現 況		具体的な調整内容	
項目(区分)	真 岡 市		二 宮 町
	<p>母子自立支援及び婦人相談事業 【実施機関】真岡市福祉事務所 【概要】 母子自立支援員 母子家庭の福祉を増進するため相談に応じ、その自立に必要な情報提供、指導を行うと共に、母子寡婦福祉資金の貸付や、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。 婦人相談員 要保護女子、及び配偶者等からの暴力を受けている被害者の発見に努め、必要な相談、指導、保護等を行う。 【平成18年度相談回数】 455回</p> <p>母子生活支援施設入所措置委託事業 【実施機関】真岡市福祉事務所 【目的】 配偶者のない女子又はこれに準ずる女子及び、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合、その保護者から申込みがあったときは、その保護者及び児童を保護すると共に、これらの者の自立の促進のため生活を支援する。 【入所】 入所を希望する者があった場合は、福祉事務所が実地調査を経て要否を決定する。 【費用負担】 収入の程度のより一部負担がある。</p>	<p>母子自立支援及び婦人相談事業 未実施 【実施機関】栃木県芳賀福祉事務所</p> <p>【平成18年度相談回数】 県受付二宮町分 68回</p> <p>母子生活支援施設入所措置委託事業 未実施 【実施機関】栃木県芳賀福祉事務所</p>	<p>合併時に真岡市が栃木県から事務を引き継ぎ、真岡市の事務に統合する。</p>

現 況		具体的な調整内容	
項目(区分)	真 岡 市		二 宮 町
	<p>ひとり親家庭医療費助成事業</p> <p>【目的】 ひとり親家庭の親と子に対し、医療費の一部を助成することにより、その心身の健康の向上を図り、もってひとり親家庭の福祉を増進することを目的とする。</p> <p>【対象者】 本市に住所を有するひとり親家庭の親と子(子が18歳に達する日以降の最初の3月31日までの期間)</p> <p>【助成額】 対象者が支払った一部負担金から500円を控除した額を助成する。(付加給付等がある場合はその額も控除する)</p>	<p>ひとり親家庭医療費助成事業</p> <p>【目的】 ひとり親家庭の親と子に対し、医療費の一部を助成することにより、その心身の健康の向上を図り、もってひとり親家庭の福祉を増進することを目的とする。</p> <p>【対象者】 本町に住所を有するひとり親家庭の親と子(子が18歳に達する日以降の最初の3月31日までの期間)</p> <p>【助成額】 対象者が支払った一部負担金から500円を控除した額を助成する。(付加給付等がある場合はその額も控除する)</p>	<p>現行のとおりとする。</p>
	<p>母子家庭自立支援給付金事業</p> <p>【目的】 母子家庭の母による主体的な職業能力開発の取り組みを支援し、もって母子家庭の自立促進を図る。</p> <p>【対象者】 真岡市に住所を有する母子家庭等の母</p> <p>【対象講座】 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座 就労に結びつく可能性の高い講座で別に定めるもの その他市長が知事に協議して指定する講座</p> <p>【支給対象経費及び支給額】 給付金の支給額は、対象者が対象教育訓練の受講のために支払った費用の10分の2に相当する額。 但し、支給限度額は4千円を超え、10万円以内とする。</p>	<p>未実施</p>	<p>合併時に真岡市の制度を適用する。</p>

現 況		具体的な調整内容	
項目(区分)	真 岡 市		二 宮 町
三つ子の魂育成推進事業	<p>三つ子の魂育成推進事業</p> <p>【目的】 三つ子の魂育成の重要性を広く市民に啓発し、将来、心身共に健全な市民を育てる「人づくり」を目的とする。</p> <p>【庁内組織】 三つ子の魂育成庁内推進会議（4部8課1団体）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務部 総務課</li> <li>・保健福祉部 健康増進課・児童家庭課・福祉課 三つ子の魂育成推進室</li> <li>・産業環境部 商工観光課</li> <li>・教育委員会 教務課・生涯学習課</li> <li>・団 体 真岡市社会福祉協議会</li> </ul> <p>【事業】</p> <p>啓発事業</p> <p>講話</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・0～3歳の乳幼児の保護者対象</li> <li>・幼稚園、保育所（園）の保護者対象</li> <li>・一般市民対象</li> </ul> <p>講演会開催 庁内推進会議開催 推進懇談会議開催 赤ちゃん学会参加 その他</p>	未実施	合併時に真岡市の制度を適用する。

現 況			具体的な調整内容
項目(区分)	真 岡 市	二 宮 町	
縁組対策事業	<p>縁組対策事業</p> <p>【目的】 一般市民の結婚相談に応じ、幸せな家庭作りを支援する。</p> <p>【組織】 真岡市縁組センター 結婚相談員 23名(公募による)</p> <p>【内容】 ・結婚相談会は、毎月第1水曜日と第3土曜日に開催。 ・随時結婚相談員各自で活動(相談・情報収集・提供等) ・その他、芳賀地方広域結婚相談活動など</p> <p>【相談員の任期】 2年(平成18年4月から平成20年3月まで)</p> <p>【相談員の報酬】 無報酬 但し、結婚成立1件20,000円の報奨金</p>	<p>農業後継者結婚相談事業</p> <p>【目的】 農業後継者の配偶者確保を目的とする</p> <p>【組織】 二宮町農業後継者結婚相談所 運営委員会(13名・農業委員、議会代表、他) 結婚相談員(33名・学識経験者、農業委員)</p> <p>【内容】 ・随時結婚相談員各自で活動(相談・情報収集・提供等) ・その他、芳賀地方広域結婚相談活動など</p> <p>【相談員の任期】 3年(平成17年10月から平成20年9月まで)</p> <p>【相談員の報酬】 無報酬 但し、結婚成立1件20,000円の報奨金と記念品</p>	<p>合併時は真岡市の制度に統一し、翌年度に二宮地区の相談員を委嘱する。</p>